平成２７年（フ）第１０９９号
札幌市豊平区平岸１条８丁目７番17号　平岸パークヴィラ101号
債務者　大西麻衣子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１１１号
札幌市中央区宮の森１条16丁目７番25号　グレイシャス宮の森302号
債務者　藤本　一志
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０７２号
大阪市住之江区御崎７丁目15番２号　102
債務者　多賀　　圭
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５０６号
大阪府豊中市北緑丘２丁目５番10―1112号
債務者　住川　富義
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６２４号
大阪府豊中市刀根山６丁目５番76―203号
債務者　手塚　真弓
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６８０号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目23番20―313号
債務者　木村健一こと　朱　　康男
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７３４号
大阪府池田市宇保町２番７号、前住所大阪府池田市桃園１丁目７番５号
債務者　中居　　守
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７３５号
大阪府池田市宇保町２番７号、前住所大阪府池田市桃園１丁目７番５号
債務者　中居　智子（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７５９号
大阪府八尾市福万寺町２丁目40番地の４、前住所滋賀県大津市大石中５丁目17番２号
債務者　桝村　博司
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８２３号
大阪府箕面市粟生間谷西２丁目４番６―301号
債務者　小倉　敏男
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８３１号
大阪市西淀川区佃２丁目４番３号、前住所大阪市西淀川区佃３丁目２番６―301号
債務者　髙見　逸子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８６８号
大阪府寝屋川市明徳１丁目３番41―401号、前住所大阪府寝屋川市成田南町６番16号
債務者　黒田三枝子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８７８号
大阪市東淀川区菅原３丁目12番３号
債務者　田中　梨絵（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９３１号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番５―501号
債務者　吉野　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８２号
堺市中区深井清水町3537番地　コートビレッヂ赤塚302号
債務者　川嵜冨美子（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５６５号
堺市南区竹城台２丁１番１―1012号、前住所堺市南区原山台１丁５番２―1006号
債務者　佐々木宗一
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６０１号
大阪府羽曳野市野77番地の１
債務者　清水　克美
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係